工場管理費

工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計　上　額
コラム形水中ポンプ設備	14,938,560	35　%	5,228,496

工場管理費計	5,228,000

工場管理費対象純製作費		
単独（追加工事）	14,938,560	
全処分費を除く工場管理費対象純製作額	14,938,560	
非対象額計（－）	36,310,000	
管理費区分６・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ	0	（材料費　鋼材）
管理費区分Ｅ・Ｆ・Ｚ９９２３	35,110,000	（材料費　鋼材を除く）
管理費区分３	1,200,000	（機器単体費）
管理費区分Ｌ	0	（輸送費）
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費のみ対象額）
管理費区分５	0	（一般管理費のみ対象額）
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）

工場管理費	
単独（追加工事）	5,228,000

工場管理費

工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計　上　額
コラム形水中ポンプ設備	7,469,280	35　%	2,614,248

工場管理費計　　2,614,000

工場管理費対象純製作費

単独（追加工事）	7,469,280	
全処分費を除く工場管理費対象純製作額	7,469,280	
非対象額計（－）	18,155,000	
管理費区分６・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ	0	（材料費　鋼材）
管理費区分Ｅ・Ｆ・Ｚ９９２３	17,555,000	（材料費　鋼材を除く）
管理費区分３	600,000	（機器単体費）
管理費区分Ｌ	0	（輸送費）
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費のみ対象額）
管理費区分５	0	（一般管理費のみ対象額）
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）

工場管理費

単独（追加工事）	2,614,000

工場管理費

工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計　上　額
コラム形水中ポンプ設備	7,469,280	35　%	2,614,248

工場管理費計　2,614,000

工場管理費対象純製作費

単独（追加工事）	7,469,280	
全処分費を除く工場管理費対象純製作額	7,469,280	
非対象額計（－）	18,155,000	
管理費区分６・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ	0	（材料費　鋼材）
管理費区分Ｅ・Ｆ・Ｚ９９２３	17,555,000	（材料費　鋼材を除く）
管理費区分３	600,000	（機器単体費）
管理費区分Ｌ	0	（輸送費）
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費のみ対象額）
管理費区分５	0	（一般管理費のみ対象額）
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）

工場管理費

単独（追加工事）	2,614,000

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）：	揚排水ポンプ設備（維持修繕）				合算工事：		
対象工事費	10,384,700	据付直接工事費	10,384,700		事業損失	0	
対象工事費に含まれる全処分費額							
単独（追加工事）		0	現工事	0	合算工事	0	
非対象額計（－）		0					
管理費区分２		0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分３		0	（機器単体費）				
管理費区分５		0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分７		0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）				
管理費区分９		0	（率計算の非対象額）				
管理費区分Ｔ		0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額				
対象額（＋）		0					
支　給　品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		10,384,700	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額		10,384,700	現工事	0	合算工事	0	
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		15.98 %		0 %			
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1			
率（補正後）		16.3 %	（15.98% × 週休1.02）				
計上額							
単独（追加工事）		1,692,000	現工事	0	合算工事	0	
					調整工事計上額	0	

（積上分）共通仮設費

共通仮設費（積上分）

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費（積上分）計	0

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）：揚排水ポンプ設備（維持修繕）					合算工事：		
対象工事費	5,195,350	据付直接工事費	5,195,350		事業損失	0	
対象工事費に含まれる全処分費額							
単独（追加工事）	0	現工事	0		合算工事	0	
非対象額計（－）	0						
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）					
管理費区分３	0	（機器単体費）					
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）					
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）					
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額					
対象額（＋）	0						
支　給　品（＋）	0						
無償貸付機械評価額（＋）	0						
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）	5,195,350		現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額	5,195,350		現工事	0	合算工事	0	
共通仮設費（率分）							
率（補正前）	20.93 %			0 %			
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正		1			
率（補正後）	21.35 %	（20.93% × 週休1.02）					
計上額							
単独（追加工事）	1,109,000		現工事	0	合算工事	0	
					調整工事計上額	0	

（積上分）共通仮設費

共通仮設費（積上分）

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費（積上分）計	0

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）：揚排水ポンプ設備（維持修繕）					合算工事：		
対象工事費	5,189,350	据付直接工事費	5,189,350		事業損失	0	
対象工事費に含まれる全処分費額							
単独（追加工事）	0	現工事	0		合算工事	0	
非対象額計（－）	0						
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）					
管理費区分３	0	（機器単体費）					
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）					
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）					
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額					
対象額（＋）	0						
支　給　品（＋）	0						
無償貸付機械評価額（＋）	0						
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）	5,189,350		現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額	5,189,350		現工事	0	合算工事	0	
共通仮設費（率分）							
率（補正前）	20.94 %			0 %			
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正		1			
率（補正後）	21.36 %	（20.94% × 週休1.02）					
計上額							
単独（追加工事）	1,108,000		現工事	0	合算工事	0	
					調整工事計上額	0	

（積上分）共通仮設費

共通仮設費（積上分）

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費（積上分）計	0

据付間接費・現場管理費

据付間接費

機械設備名	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
コラム形水中ポンプ設備	2,410,668	140 %	3,374,935

据付間接費計 3,374,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	12,076,700	単独（追加工事）据付直接工事	10,384,700	単独（追加工事）共通仮設費	1,692,000

非対象額計（－）	0	
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
管理費区分３	0	（機器単体費）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額
対象額（＋）	0	
支　給　品	0	
無償貸付機械等評価額	0	
事業損失防止施設費	0	

現場管理費対象純工事費							
単独（追加工事）	12,076,700	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費	12,076,700	現工事	0	合算工事	0		
現場管理費率（補正前）	21.74 %	現工事	0 %	合算工事	0	%	
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1		
砂防・地滑り補正	0 %						
現場管理費率（補正後）	22.39 %	(21.74% × 週休1.03)			0	%	
現場管理費計上額							
単独（追加工事）	2,703,000	現工事	0	合算工事	0		
				調整工事計上額	0		

（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額） 345,667

据付間接費・現場管理費

据付間接費

機械設備名	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
コラム形水中ポンプ設備	1,205,334	140 %	1,687,467

据付間接費計　1,687,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	6,304,350	単独（追加工事）据付直接工事	5,195,350	単独（追加工事）共通仮設費	1,109,000

非対象額計（－）	0	
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
管理費区分３	0	（機器単体費）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額
対象額（＋）	0	
支　給　品	0	
無償貸付機械等評価額	0	
事業損失防止施設費	0	

現場管理費対象純工事費							
単独（追加工事）	6,304,350	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費	6,304,350	現工事	0	合算工事	0		
現場管理費率（補正前）	23.08 %	現工事	0 %	合算工事	0	%	
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1		
砂防・地滑り補正	0 %						
現場管理費率（補正後）	23.77 %	(23.08% × 週休1.03)			0	%	
現場管理費計上額							
単独（追加工事）	1,498,000	現工事	0	合算工事	0		
				調整工事計上額	0		

（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）

据付間接費・現場管理費

据付間接費

機械設備名	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
コラム形水中ポンプ設備	1,205,334	140 %	1,687,467

据付間接費計　1,687,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	6,297,350	単独（追加工事）据付直接工事	5,189,350	単独（追加工事）共通仮設費	1,108,000

非対象額計（－）	0	
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
管理費区分３	0	（機器単体費）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額
対象額（＋）	0	
支　給　品	0	
無償貸付機械等評価額	0	
事業損失防止施設費	0	

現場管理費対象純工事費							
単独（追加工事）	6,297,350	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費	6,297,350	現工事	0	合算工事	0		
現場管理費率（補正前）	23.09 %	現工事	0 %	合算工事	0	%	
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1		
砂防・地滑り補正	0 %						
現場管理費率（補正後）	23.78 %	(23.09% × 週休1.03)			0	%	
現場管理費計上額							
単独（追加工事）	1,497,000	現工事	0	合算工事	0		
				調整工事計上額	0		

（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）

設計技術費

製作原価						
単独（追加工事）	56,476,400					
据付工事原価						
単独（追加工事）	18,153,700					
非対象額計（－）	0					
管理費区分５	0	（一般管理費のみ対象額）				
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（対象額に含まれる全処分費）				
管理費区分Ｍ	0	（設計技術費のみ非対象額）				
中止期間中の現場維持費	0	（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）				
対象額（＋）						
支給品費	0					
設計技術費対象額						
単独（追加工事）	74,630,100	現工事	0	合算工事	0	
全処分費を除く設計技術費対象額	74,630,100					
標準設計技術費率						
工種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）					
単独（追加工事）	3.2 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
設計技術費						
単独（追加工事）	2,388,000	現工事	0	合算工事	0	
				調整工事計上額	0	

一般管理費等（当初）

主たる工種							
単独（追加工事）	揚排水ポンプ設備（維持修繕）						
工事原価							
単独（追加工事）	77,018,100	現工事	0	合算工事	0		
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	77,018,100	現工事	0	合算工事	0		
全処分費を除く一般管理費等対象額	77,018,100						
標準一般管理費率							
単独（追加工事）	24.47 %	現工事	0 %	合算工事	0 %		
製作原価における機器単体費（管理費区分３）							
単独（追加工事）	1,200,000	現工事	0	合算工事	0		
工事原価に占める機械単体費の比率（K）							
単独（追加工事）	0.02	現工事	0	合算工事	0		
機器単体費補正係数（R）							
単独（追加工事）	0.98	現工事	0	合算工事	0		
前払金支出割合による補正係数							
単独（追加工事）	1	現工事	0				
財団法人等による補正係数	1	現工事	0				
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価	77,018,100						
契約保証に係る補正値	0.04						
一般管理費等率							
単独（追加工事）	24.02 %	現工事	0 %	合算工事	0 %		
一般管理費等							
単独（追加工事）	18,494,900	現工事	0	合算工事	0		
業務委託料等	0						
調査基準価格	95,084,000						
調査基準価格100/110	86,440,000	(89.73 %)					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所　防災課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
製作工（新田救急排水機場）		式		1		
ｺﾗﾑ形水中ﾎﾟﾝﾌﾟ設備製作		式		1		
主ポンプ		式		1		
工場分解整備		式		1		
電源装置		式		1		
接地端子盤		面		1		
間接労務費		式		1		
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工（新田救急排水機場）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｺﾗﾑ形水中ﾎﾟﾝﾌﾟ設備輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送		式		1		
ｺﾗﾑ形水中ﾎﾟﾝﾌﾟ設備据付		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ設備据付工		式		1		
撤去工		式		1		
据付工		式		1		
現地分解整備		式		1		
現地試運転調整		式		1		
直接経費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
製作工（下田原救急排水機場）		式		1		
ｺﾗﾑ形水中ﾎﾟﾝﾌﾟ設備製作		式		1		
主ポンプ		式		1		
工場分解整備		式		1		
電源装置		式		1		
接地端子盤		面		1		
間接労務費		式		1		
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工（下田原救急排水機場）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｺﾗﾑ形水中ﾎﾟﾝﾌﾟ設備輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送		式		1		
ｺﾗﾑ形水中ﾎﾟﾝﾌﾟ設備据付		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ設備据付工		式		1		
撤去工		式		1		
据付工		式		1		
現地分解整備		式		1		
現地試運転調整		式		1		
直接経費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
工事原価		式		1		

（機械設備工事）

R７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事

（ 当　　初 ）　請負工事費計算書

(1)製作原価	56,476,400	(15)機器単体費	1,200,000
		(16)合算機器単体費	0
(2)据付工事原価	18,970,700		
(3)中止期間中の現場維持等の費用	0		
(4)設計技術費	2,388,000		
(5)工事原価 (1)+(2)+(4)	77,835,100		
(6')一般管理費等（計上額）	18,494,900	（(6) 一般管理費等（計算額）	18,499,747 ）
(7')その他費目計	0		
(8)業務委託料等	0		
(9)工事価格 (5)+(6')+(7')+(8)（万円未満切り捨て）	96,330,000		

(10)消費税等相当額	9,633,000
(11)請負工事費 (9)+(10)	105,963,000
(12)入札書比較価格 （請負工事費の100/110）	96,330,000
(13)調査基準価格	95,084,000
(14)調査基準価格の100/110	86,440,000

Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ
分解整備工事

特記仕様書

令和８年２月

国土交通省　関東地方整備局
甲府河川国道事務所

工 事 名　：　Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事
工事場所　：　山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢地先外１箇所
工　　期　：　令和８年３月１１日から令和１０年３月２４日まで

第１条 適　　用

１．この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和７年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、Ｒ７新田救急排水機場外１箇所主ポンプ分解整備工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

２．本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

第２条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第３条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次の１又は２に掲げる者でなければならない。また、監理技術者にあっては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であること。

１．主任技術者は、建設業法第７条２号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあっては建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。また、ハにあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。

２．監理技術者は、建設業法第１５条２号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）ハにあっては、国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者）

第４条 主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せ

において定める。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第５条 専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第６条 専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第 26 条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第 26 条第３項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月 21 日付基発第 267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要す

るときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

（１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど）

（２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

（３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し等）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第７条 コリンズへの登録

１．工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第８条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢地先（新田救急排水機場）
緯度　35° 33’ 4”　　経度　138° 28’ 6”
山梨県南巨摩郡見延町下田原地先（下田原救急排水機場）
緯度　35° 27’ 25”　　経度　138° 26’ 52”

第９条 コリンズへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認の

お願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

新田救急排水機場

・主ポンプ分解整備　２台
・空気抜き弁撤去・据付　２台
・バルブコントローラ分解整備　４台
・接地端子盤撤去・据付　１台

下田原救急排水機場

・主ポンプ分解整備　２台
・空気抜き弁撤去・据付　２台
・バルブコントローラ分解整備　４台
・接地端子盤撤去・据付　１台

第１０条 工事書類の作成

１．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１１条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１２条 情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１３条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１４条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１５条 ワンデーレスポンス

１．本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必

要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年 12 月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１６条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

１．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１７条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書 1-1-22 から 1-1-24 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第１８条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第１９条 工事現場発生品

１．工事施工箇所から発生するの引渡し場所は、新田救急排水機場及び下田原救急排水機場とする。

２．現場発生品は下表のとおりとする。

品　目	規　格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘　要
羽根車	SCS13	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
ケーブルホルダー	NBR/SS400	式	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
玉軸受	6316ZZ　SUJ2	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
アンギュラ玉軸受	7320BDB　SUJ2	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
軸受ナット	S25C	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
菊座金	SPCC-SD	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
廻り止め座金	SUS304	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
ケーブルバンド	SS400	個	２０	新田救急排水機場	371ｋｍ	
平行キー	SUS403	式	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
水中ケーブル	4C*60S*20m 2PNCT	本	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
水中ケーブル	3C*60S*20m 2PNCT	本	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
水中ケーブル	4C*3.5S*20m 2PNCT	本	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
ケーブルコネクタ用部品	4C*60S用	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
ケーブルコネクタ用部品	3C*60S用	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
ケーブルコネクタ用部品	4C*3.5S用	個	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
プラグ類	SUS304	式	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
空気抜き弁	Φ50、FCD	台	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
配管材	Φ50、FC相当	台分	2	新田救急排水機場	371ｋｍ	
羽根車	SCS13	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
ケーブルホルダー	NBR/SS400	式	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
玉軸受	6316ZZ　SUJ2	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
アンギュラ玉軸受	7320BDB　SUJ2	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
軸受ナット	S25C	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
菊座金	SPCC-SD	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
廻り止め座金	SUS304	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
ケーブルバンド	SS400	個	２０	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
平行キー	SUS403	式	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	

水中ケーブル	4C*60S*20m 2PNCT	本	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
水中ケーブル	3C*60S*20m 2PNCT	本	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
水中ケーブル	4C*3.5S*20m 2PNCT	本	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
ケーブルコネクタ用部品	4C*60S用	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
ケーブルコネクタ用部品	3C*60S用	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
ケーブルコネクタ用部品	4C*3.5S用	個	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
プラグ類	SUS304	式	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
空気抜き弁	Φ50、FCD	台	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	
配管材	Φ50、FC相当	台分	2	下田原救急排水機場	358ｋｍ	

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

また、現場発生品の輸送費用は当初見込んでいないため、変更の対象とする。

第２０条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から 30 日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から 30 日以内に行う。

第２１条 施工図

１．受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正個所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

２．受注者は、施工図等が著作権法（令和３年６月改正法律第 52 号）の著作物に該当する場合において著作権法第 19 条第２項及び第 20 条第１項の権利を行使しないものとする。

３．受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第２章及び第３章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

４．受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第２２条 電子納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領　機械設備工事編（令和５年３月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン　機械設備工事編【工事】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第２３条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」（以下「統一様式」という。）に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第２４条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別紙様式－２０に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

第２５条 技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は１回以上を原則とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び本工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を

変更することが出来る。

第２６条 書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第２７条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２８条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<https://www.jcomsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）に準ずるが、同条２.に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２９条 快適トイレの試行

１．内　容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

３．その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３０条 工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

(1) 労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
(2) 労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
(3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第３１条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が２５℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３２条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
・紛失等による認定書の再発行は行わない。
・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３３条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書 第１編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第１編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第３４条 工事用資機材の保管

本工事に用いる工事用資機材については、その保管場所を下記のとおりとする。

(1) 保管場所：新田救急排水機場及び下田原救急排水機場敷地内
(2) 保管期間：令和８年３月１１日から令和１０年３月２４日まで
(3) 保管方法：別途協議

なお、保管場所、期間については、監督職員の承諾を得るものとする。

第３５条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。